

## 神奈川県防災会議

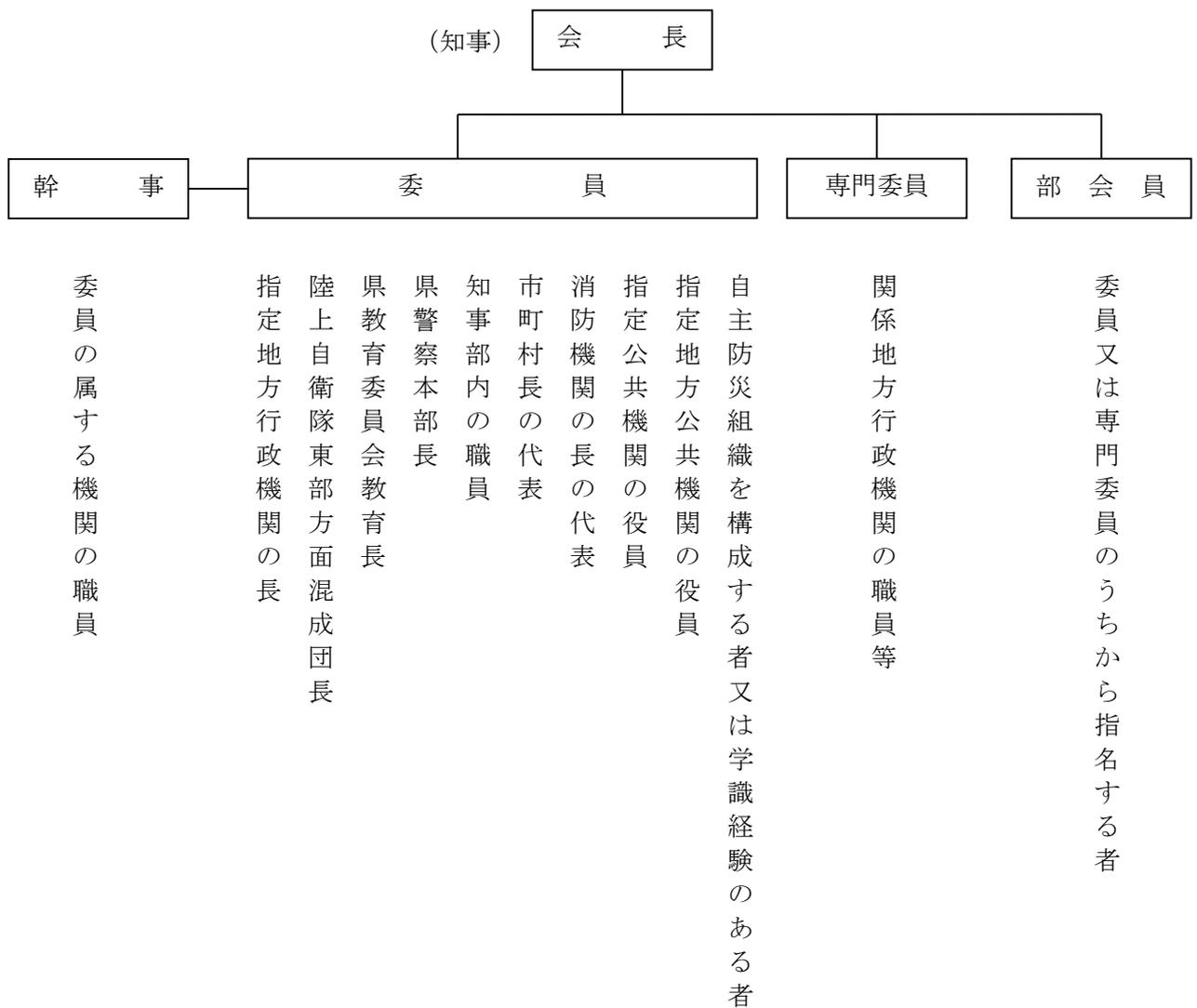
### 1 設置の根拠

災害対策基本法第14条

### 2 所掌事務

- (1) 地域防災計画の作成とその実施の推進
- (2) 地域に係る防災に関する重要事項の審議（知事の諮問に応じて）
- (3) (2)に規定する重要事項に関する知事への意見
- (4) 災害応急対策及び災害復旧に係る市町村及び関係機関との連絡調整
- (5) その他、法に基づく権限に関する事務

### 3 組織



## 神奈川県防災会議条例

昭和37年10月5日  
条例第40号

改正 昭和38年7月12日条例第34号  
昭和44年3月31日条例第19号  
平成11年12月24日条例第50号  
平成24年10月23日条例第49号

神奈川県防災会議条例をここに公布する。

### 神奈川県防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき、神奈川県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 それぞれ当該各号に定める委員の定数は、次の各号に掲げる数とする。

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 知事の部内の職員のうちから指名される委員                | 8人  |
| (2) 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員            | 4人  |
| (3) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員 | 16人 |
| (4) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員  | 8人  |

- 2 前項第2号から第4号までに掲げる委員の任期は、2年とする。  
ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第3条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第4条 防災会議に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第5条 防災会議は、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会長の委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年7月12日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年3月31日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月24日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年10月23日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 神奈川県防災会議運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、神奈川県防災会議条例（昭和37年神奈川県条例第40号）第6条の規定に基づき、神奈川県防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### (会議)

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

3 代理者が会議に出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

### (専決処分)

第4条 第2条の規定にかかわらず、緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事項のうち次に掲げる事項については専決処分することができる。

(1) 市町村地域防災計画の修正についての意見に関する事項

(2) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にその旨報告するものとする。

### (部会)

第5条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

部会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課が処理する。

### (その他)

第7条 その他の必要な事項は、その都度会議に諮って決定する。

### 附 則

この要綱は、平成8年4月22日から施行する。

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 神奈川県防災会議委員名簿

会 長 神奈川県知事 黒岩 祐治

(令和7年10月6日現在)

機関の名称	職	郵便番号	所在地	電話番号
関東管区警察局	局長	330-9726	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-6000
関東財務局 横浜財務事務所	所長	231-8412	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-226-1726
関東信越厚生局	局長	330-9713	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-740-0705
関東農政局 神奈川県拠点	地方参事官	231-0003	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-0584
関東森林管理局	局長	371-8508	前橋市岩神町 4-16-25	027-210-1150
関東経済産業局	総務企画部長	330-9715	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0211
関東東北産業保安監督部	部長	330-9715	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0434
関東運輸局	局長	231-8433	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7269
国土地理院関東地方測量部	部長	102-0074	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 9 階	03-5213-2054
東京空港事務所	東京国際空港長	144-0041	東京都大田区羽田空港 3-3-1	03-5757-3020
第三管区海上保安本部	本部長	231-8818	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-1686
横浜地方气象台	台長	231-0862	横浜市中区山手町 99	045-621-1999
関東総合通信局	局長	102-8795	東京都千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1790
神奈川労働局	局長	231-8434	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7350
関東地方整備局	局長	330-9724	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-1333
関東地方環境事務所	所長	330-9720	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 6 階	048-600-0516
南関東防衛局	局長	231-0003	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7102
陸上自衛隊東部方面混成団	団長	238-0317	横須賀市御幸浜 1-1	046-856-1291
神奈川県教育委員会	教育長	231-8509	横浜市中区日本大通 33	045-210-1111
神奈川県警察本部	本部長	231-8403	横浜市中区海岸通 2-4	045-211-1212
神奈川県市長会	会長	231-0023	横浜市中区山下町 75 番地 神奈川自治会館内 (4 階)	045-664-7453
神奈川県町村会	会長	231-0023	横浜市中区山下町 75 番地 神奈川自治会館内 (4 階)	045-664-7454
神奈川県消防長会	会長 (川崎市消防局長)	210-8565	川崎市川崎区南町 20-7	044-223-2510
(公財) 神奈川県消防協会	会長	231-0023	横浜市中区山下町 1 番地 シルクセンター325B号室	045-201-1421
日本郵便(株)神奈川郵便局	局長	221-8799	横浜市神奈川区新浦島町 2-1-10	045-565-5001
日本銀行横浜支店	支店長	231-8710	横浜市中区日本大通 20-1	045-661-8114

機関の名称	職	郵便番号	所在地	電話番号
東日本旅客鉄道(株)横浜支社	執行役員横浜支社長	220-0023	横浜市中区平沼 1-40-26	045-320-2538
NTT 東日本(株)神奈川事業部	神奈川事業部長	231-0023	横浜市中区山下町 198	045-212-8945
東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社	副総支社長	231-0007	横浜市中区弁天通 1-1	045-394-1066
日本通運(株)横浜支店	支店長	231-0015	横浜市中区尾上町 5-78 オーク関内ビル	045-212-7318
日本赤十字社神奈川県支部	事務局長	231-8536	横浜市中区山下町 70-7	045-681-2192
日本放送協会横浜放送局	局長	231-8324	横浜市中区山下町 281	045-212-2831
中日本高速道路(株)東京支社	支社長	105-6011	東京都港区虎ノ門 4-3-1	03-5776-5655
首都高速道路(株)	保全・交通部長	100-8930	東京都千代田区霞が関 1-4-1	03-3539-9528
東京ガス(株)神奈川支社	神奈川支社長	220-0024	横浜市西平沼 5-55	045-313-8013
京浜急行バス(株)	常務取締役経営企画部長	220-0011	横浜市西区高島 1-2-8	045-264-6880
公益社団法人神奈川県医師会	副会長	231-0037	横浜市中区富士見町 3-1	045-241-7000
(株)アール・エフ・ラジオ日本	常務取締役	231-8611	横浜市中区長者町 5-85	045-231-1531
(株)神奈川新聞社	総務局長	231-8445	横浜市中区太田町 2-23	045-227-0020
神奈川県住宅供給公社	理事長	231-8510	横浜市中区日本大通 33	045-651-1842
二宮町女性防災隊	副隊長	259-0123	中郡二宮町二宮 961 (二宮町町民生活部防災安全課)	0463-71-3319
(特非)神奈川災害ボランティアネットワーク	副理事長	222-0033	横浜市港北区新横浜 2-6-13 新横浜ステーションビル 9 階	090-8803-2417
(公社)神奈川県介護福祉士会	会長	221-0825	横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター5 階	045-319-6687
女性防災クラブ平塚パワーズ	会長	254-0065	平塚市南原 2-2-11	0463-34-8895
(特非)かながわ外国人すまいサポートセンター	事務局長	231-8458	横浜市中区常盤町 1-7 横浜 YMC A 2 階	045-228-1752
(特非)かながわ女性会議	理事	240-0113	三浦郡葉山町長柄 1642-320	046-875-8438
神奈川大学	名誉教授	221-8686	横浜市神奈川区六角橋 3-27-1	045-481-5661
横浜国立大学	准教授	240-8501	横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-7	045-339-3014
神奈川県	副知事	231-8588	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111
	副知事			
	副知事			
	共生担当局長			
	環境農政局長			
	くらし安全防災局長			
	県土整備局長			
	公営企業管理者			

## 神奈川県防災会議幹事名簿

(令和7年10月6日現在)

機関の名称	職	郵便番号	所在地	電話番号
関東管区警察局	広域調整部災害対策官	330-9726	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-6000
関東管区警察局 神奈川県情報通信部	情報通信部長	231-8403	横浜市中区海岸通 2-4	045-211-1212
関東財務局 横浜財務事務所	総務課長	231-8412	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-226-1726
関東信越厚生局	総務課長	330-9713	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-740-0705
関東農政局 神奈川県拠点	副地方参事官	231-0003	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-0584
関東森林管理局 東京神奈川森林管理署	署長	254-0046	平塚市立野町 38-2	0463-32-2867
関東経済産業局	総務企画部危機管理・災害対策室長	330-9715	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0211
関東東北産業保安監督部	管理課長	330-9715	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0434
関東運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	231-8433	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7269
関東運輸局神奈川運輸支局	支局長	224-0053	横浜市都筑区池辺町 3540 番地	045-939-6800
国土地理院関東地方測量部	防災課長	102-0074	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 9 階	03-5213-2054
東京空港事務所	空港安全部長	144-0041	東京都大田区羽田空港 3-3-1	03-5757-3020
第三管区海上保安本部	警備救難部長	231-8818	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-1686
横浜地方气象台	防災管理官	231-0862	横浜市中区山手町 99	045-621-1999
関東総合通信局	防災対策推進室長	102-8795	東京都千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1790
神奈川労働局	総務企画官	231-8434	横浜市中区北仲通 5-57 横浜 2 合同庁舎	045-211-7350
関東地方整備局京浜河川事務所	所長	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央 2-18-1	045-503-4000
関東地方整備局横浜国道事務所	事務所長	221-0855	横浜市神奈川区三ツ沢西町 13-2	045-287-3018
関東地方環境事務所	総務課長	330-9720	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 6 階	048-600-0516
南関東防衛局	企画部地方調整課長	231-0003	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7102
陸上自衛隊東部方面混成団	第 3 科長	238-0317	横須賀市御幸浜 1-1	046-856-1291
神奈川県教育委員会	教育局総務室長	231-8509	横浜市中区日本大通 33	045-210-1111
神奈川県警察本部	警備部長	231-8403	横浜市中区海岸通 2-4	045-211-1212
神奈川県市長会	常務理事兼事務局長	231-0023	横浜市中区山下町 75 神奈川自治会館内	045-664-7453
神奈川県町村会	常任理事兼事務局長	231-0023	横浜市中区山下町 75 神奈川自治会館内	045-664-7454
神奈川県消防長会 (川崎市消防局)	警防部長	210-8565	川崎市川崎区南町 20-7	044-223-2510
(公財) 神奈川県消防協会	専務理事兼事務局長	231-0023	横浜市中区山下町 1 番地 シルクセンター 325 B 号室	045-201-1421
日本郵便(株)神奈川郵便局	総務部長	221-8799	横浜市神奈川区新浦島町 2-1-10	045-565-5001
日本銀行横浜支店	総務課長	231-8710	横浜市中区日本大通 20-1	045-661-8114
東日本旅客鉄道(株)横浜支社	企画総務部長	220-0023	横浜市西区平沼 1-40-26	045-320-2088
NTT 東日本(株)神奈川事業部	神奈川事業部災害対策室長	231-0023	横浜市中区山下町 198	045-212-8945
東京電力パワーグリッド(株) 神奈川総支社	業務総括グループマネージャー	231-0007	横浜市中区弁天通 1-1	045-394-1066

機関の名称	職	郵便番号	所在地	電話番号
日本通運(株)横浜支店	業務次長	231-0015	横浜市中区尾上町 5-78 オーク関内ビル	045-212-7318
日本赤十字社神奈川県支部	救護課長	231-8536	横浜市中区山下町 70-7	045-681-2192
日本放送協会横浜放送局	コンテンツセンター長	231-8324	横浜市中区山下町 281	045-212-2831
中日本高速道路(株)東京支社	保全・サービス事業部長	105-6011	東京都港区虎ノ門 4-3-1	03-5776-5655
首都高速道路(株)	防災対策課長	100-8930	東京都千代田区霞が関 1-4-1	03-3539-9528
東京ガス(株)神奈川支社	横浜支店副支店長	220-0024	横浜市西平沼 5-55	045-313-8013
京浜急行バス(株)	経営企画部総務課長	220-0011	横浜市西区高島 1-2-8	045-264-6880
公益社団法人神奈川県医師会	理事	231-0037	横浜市中区富士見町 3-1	045-241-7000
(株)アール・エフ・ラジオ日本	総務部クリエイティブ事務局長	231-8611	横浜市中区長者町 5-85	045-231-1531
(株)神奈川新聞社	総務局経理部長兼総務部長	231-8445	横浜市中区太田町 2-23	045-227-0020
神奈川県住宅供給公社	総務広報課長	231-8510	横浜市中区日本大通 33	045-651-1842
二宮町女性防災隊	隊長	259-0123	中郡二宮町二宮 961 (二宮町町民生活部防災安全課)	0463-71-3319
(特非)神奈川災害ボランティアネットワーク	副理事長	222-0033	横浜市港北区新横浜 2-6-13 新横浜ステーションビル 9 階	090-8803-2417
(公社)神奈川県介護福祉士会	理事	221-0825	横浜市中区神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター 5 階	045-319-6687
女性防災クラブ平塚パワーズ	副会長	254-0065	平塚市南原 2-2-11	0463-58-3178
(特非)かながわ外国人すまいサポートセンター	理事長	231-8458	横浜市中区常盤町 1-7 横浜 YMC A 2 階	045-228-1752
神奈川県	政策局副局長兼総務室長 総務局副局長兼総務室長 総務局財政部財政課長 くらし安全防災局副局長兼総務室長 くらし安全防災局参事監兼防災部長 くらし安全防災局危機管理担当部長 くらし安全防災局防災部危機管理防災課長 くらし安全防災局防災部危機管理防災課企画担当課長 くらし安全防災局防災部危機管理防災課の急務担当課長 くらし安全防災局防災部消防保安担当部長 くらし安全防災局防災部消防保安担当課長 文化スポーツ観光局副局長兼総務室長 環境農政局副局長兼総務室長 福祉子どもみらい局総務室長 健康医療局副局長兼総務室長 産業労働局副局長兼総務室長 県土整備局副局長兼総務室長 県土整備局道路部道路管理課長 県土整備局河川下水道部河川課長 県土整備局河川下水道部砂防海岸課長 会計局副局長兼会計課長 企業局副局長兼総務室長 企業局水道部計画課長	231-8588	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111
	横須賀三浦地域県政総合センター副所長兼総務部長	238-0006	横須賀市日の出町 2-9-19	046-823-0210
	県央地域県政総合センター副所長兼総務部長	243-0004	厚木市水引 2-3-1	046-224-1111
	湘南地域県政総合センター副所長兼総務部長	254-0073	平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711
	県西地域県政総合センター副所長兼総務部長	250-0042	小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000
	県西地域県政総合センター副所長	258-0021	足柄上郡開成町吉田島 2489-2	0465-83-5111

## 神奈川県地震災害対策推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守ることが極めて重要であることに鑑み、これに必要な地震災害対策について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県、県民及び事業者が実施する地震災害対策の基本となる事項を定めることにより、地震災害対策の総合的な推進を図り、もって全ての県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地震災害 地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
- (2) 地震防災 地震災害を未然に防止し、地震災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに地震災害からの復旧及び復興を図ることをいう。
- (3) 地震災害対策 地震防災のための取組をいう。
- (4) 防災関係機関 公共機関（電気、ガス、輸送、通信、放送事業その他の公益的事業を営む法人をいう。）及び公共的団体並びに医療施設、社会福祉施設その他の防災上重要な施設の管理者をいう。

### (基本理念)

第3条 地震災害対策は、県民の生命を守ることを最も優先するとともに、地震災害を防止し、又はできる限り軽減する減災を旨として実施されるものとする。

- 2 地震災害対策は、県民及び事業者が自らの安全を自らで守る自助、県民、事業者等が連携し、及び協力して助け合う共助並びに県、市町村、国等が行う公助を基本として、それぞれの主体が、自らの役割を果たすとともに、協働して取り組むものとする。
- 3 地震災害対策は、本県における海、山等の自然的条件及び人口の集積、石油コンビナートの立地等の社会的条件を考慮し、実施されるものとする。
- 4 地震災害対策は、男女双方、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人その他の地震災害が発生した時（以下「地震災害発生時」という。）において特に援護を要する者をいう。）、旅行者等の多様な主体の視点に立って、実施されるものとする。

### (県の責務)

第4条 県は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地震災害対策に関する神奈川県地域防災計画を作成するとともに、その進捗状況を管理し、地震災害対策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- 2 県は、地震災害発生時において必要な事務及び事業を継続することができるよう、必要な計画を作成し、体制を整備するものとする。
- 3 県は、地震に関する観測、調査及び研究を行い、その成果を地震災害対策に反映させるものとする。
- 4 県は、地震災害発生時において迅速かつ適切な災害応急対策が実施できるよう、地震に関する情報の収集及び当該情報の県民等への提供のための体制を整備するものとする。

### (県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、自ら地震災害対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 県民は、地域における地震防災に関する活動（以下「地震防災活動」という。）が円滑に行われるよう、相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。
- 3 県民は、県、市町村、国及び防災関係機関がその役割分担又は相互の連携に基づき実施する地震災害対策並びに自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同

じ。)及びボランティア団体(ボランティア活動を行う組織をいう。以下同じ。)が行う地震防災活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員、事業所への来所者等(以下「従業員等」という。)の安全を確保するための地震災害対策及び事業所が所在する地域の住民(以下「地域住民」という。)の安全に配慮した地震災害対策を実施するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、地震災害発生時においてできる限り事業を継続することができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。
  - 3 事業者は、県、市町村、国及び防災関係機関がその役割分担又は相互の連携に基づき実施する地震災害対策並びに自主防災組織及びボランティア団体が行う地震防災活動に協力するよう努めるものとする。

(市町村、国等との連携)

- 第7条 県は、地震災害対策の推進に当たっては、市町村との緊密な連携協力体制を整備するものとし、また、市町村が実施する地震災害対策について、必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 2 県は、地震災害発生時において迅速かつ円滑に市町村間の相互の応援活動が行われるよう、市町村と連携して、必要な体制を整備するものとする。
  - 3 県は、地震災害対策の推進に当たっては、国との緊密な連携協力体制を整備するものとする。
  - 4 県は、地震災害対策の推進に当たっては、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織及びボランティア団体との連携を図るものとする。
  - 5 県は、他の都道府県等からの災害応急対策並びに復旧及び復興に関する応援活動が円滑に行われるよう、他の都道府県等との連携体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

- 第8条 県は、地震災害対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地震防災に配慮したまちづくりの推進)

- 第9条 県は、地震防災に配慮したまちづくりを推進するため、市町村、国、防災関係機関等と連携し、計画的な土地利用、市街地、道路、河川、港湾、都市公園等の整備、建築物の耐震性の向上その他の必要な対策を実施するものとする。
- 2 県民は、地震に備え、家屋の耐震性の向上、家具の転倒防止その他の建築物等の安全上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 3 事業者は、地震に備え、事業所の施設及び設備の耐震性の向上その他の建築物等の安全上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地震防災に関する知識の普及等)

- 第10条 県は、県民が地震に備え適切な地震災害対策を実施することができるよう、市町村、自主防災組織、ボランティア団体等と連携して、地震防災に関する知識の普及及び意識の向上を図るものとする。
- 2 県は、県民が地域の地震災害の危険の度を理解することができるよう、地震災害に関する調査等に基づく危険を回避するための情報を、多様な手段を活用して分かりやすく県民に提供するものとする。
  - 3 県は、学校において、児童、生徒等が地震防災に関する理解を深めるとともに、地震災害発生時において適切に行動する力を身に付けることができるよう、市町村等と連携し、地震防災に関する教育を推進するものとする。
  - 4 県民は、地震に備え、地震防災に関する知識の習得及び普及に努めるものとする。
  - 5 事業者は、地震に備え、地震災害発生時において従業員のとるべき行動を明確にし、及びその内容を習得させるよう努めるものとする。

(物資の備蓄等)

- 第11条 県は、広域的な応援活動に必要な資機材を整備するとともに、市町村、国、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水、生活必需物資等を供給するための体制を整備するものとする。
- 2 県民は、地震に備え、食料、飲料水等を備蓄し、及び地震災害発生時において持ち出す物品を準備するよう努めるものとする。
  - 3 事業者は、地震に備え、食料、飲料水等を備蓄し、及び消火、救助、応急手当その他の地震防災

活動に必要な資機材を整備するよう努めるものとする。

(自主防災組織及びボランティア団体が行う地震防災活動の充実)

第12条 県は、自主防災組織及びボランティア団体が行う地震防災活動が効果的に行われるよう、市町村等と連携して、人材の育成、地震防災活動に関する情報の提供その他の必要な支援を行うとともに、ボランティアを円滑に受け入れるための体制を整備するものとする。

2 県民は、地震に備え、自主防災組織及びボランティア団体が行う地震防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 事業者は、地震に備え、地域住民、自主防災組織及びボランティア団体と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施等)

第13条 県は、市町村、国、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、地域の特性に応じた多様かつ実践的な防災訓練を実施するものとする。

2 県民は、地震に備え、県、市町村、国、自主防災組織等が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 事業者は、地震に備え、防災訓練を実施するとともに、県、市町村、国、自主防災組織等が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(避難対策の実施)

第14条 県は、県民が建築物の倒壊、火事等から迅速かつ的確に避難できるよう、市町村、国等と連携し、地震に関する情報の提供体制の整備、避難路及び避難場所の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県民は、地震に備え、避難路、避難場所、家族等との連絡方法その他地震災害発生時にとるべき行動を確認するよう努めるものとする。

3 県民は、地震災害発生時において、地震に関する情報に留意し、自ら必要と判断したとき又は避難の指示等があったときは、状況に応じて的確に避難するよう努めるものとする。

4 事業者は、地震災害発生時において、地震に関する情報に留意し、従業員等の安全を確保するための措置を講ずるとともに、地域住民、自主防災組織等と連携し、従業員等に地震に関する情報を提供し、及び従業員等を的確に避難させるよう努めるものとする。

(津波対策の実施)

第15条 県は、津波による災害の発生のおそれがある沿岸地域（以下「沿岸地域」という。）の県民が津波から迅速かつ的確に避難できるよう、市町村等と連携し、堤防その他の海岸保全施設等の整備、津波避難施設の確保及び防災無線、旗その他の津波からの避難を促す多様な情報提供の手段の確保又は普及を行うものとする。

2 沿岸地域の県民は、強い揺れ又は長い揺れの地震が発生したときは、津波による浸水のおそれがない場所まで、自ら迅速に避難するよう努めるものとする。

3 沿岸地域の事業者は、強い揺れ又は長い揺れの地震が発生したときは、津波による浸水のおそれがない場所まで、従業員等を迅速に避難させるよう努めるものとする。

(災害応急対策の実施)

第16条 県は、地震災害発生時において、市町村、国、防災関係機関等と連携し、救助、医療その他の災害応急対策を実施するために必要な体制を速やかに確立し、当該災害応急対策を的確に実施するものとする。

2 県民は、地震災害発生時において、自らの安全に留意しつつ、地域において相互に連携し、及び協力して初期消火、救助、応急手当その他の地震防災活動を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、地震災害発生時において、従業員等の安全に留意しつつ、地域住民、自主防災組織等と連携し、初期消火、救助、応急手当その他の地震防災活動を行うよう努めるものとする。

(帰宅困難者対策の実施)

第17条 県は、地震災害の発生に伴い帰宅困難者（長時間にわたる交通機関の運行の停止等により、容易に帰宅することが困難となった者をいう。以下同じ。）が一斉に帰宅すること（以下「一斉帰宅」という。）又は駅周辺で滞留することによる混乱及び事故の発生等（以下「帰宅困難者による混乱の発生等」という。）を防止するため、市町村等と連携し、一斉帰宅の抑制に関する周知、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、地震災害発生時において、帰宅困難者による混乱の発生等を防止し、又は徒歩により帰宅する者を支援するため、市町村、防災関係機関等と連携し、帰宅困難者等に対し、地震及び交通に関する適切な情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県民は、地震災害発生時において、帰宅困難者による混乱の発生等を防止するため、自らの安全を確保した上で、むやみに移動を開始しないよう努めるものとする。

4 事業者は、地震災害発生時において、帰宅困難者による混乱の発生等を防止するため、事業所の施設等の安全及び周囲の状況を確認の上、従業員等に対する当該施設内での待機の指示その他の従業員等の一斉帰宅の抑制に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(復旧及び復興)

第18条 県は、地震災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、必要な手順をあらかじめ定めておくものとする。

2 県は、地震災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、市町村、国、防災関係機関等と連携し、これらに必要な体制を速やかに確立し、及び対策を的確に実施するものとする。

3 県民は、地震災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、相互に助け合い、自らの生活の再建に努めるものとする。

4 事業者は、地震災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業の継続又は事業の速やかな再開により雇用を確保するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、県内外において大規模な地震災害が発生した場合には、その地震災害から得られた知見等を踏まえ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 神奈川県内の活断層

地震災害対策計画5～6ページを補完する参考資料として、過去の調査結果等を掲載。

### 1 神奈川県周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震(地震調査研究推進本部HP掲載)

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
海溝型地震			
日本海溝沿い	超巨大地震 (東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%
	福島県沖	7.0～7.5程度	50%程度
	茨城県沖	7.0～7.5程度	80%程度
	青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄り	Mt 8.6～9.0	30%程度
	沈み込んだプレート内の地震	7.0～7.5程度	60%～70%
	房総沖	—	—
相模トラフ	相模トラフ沿いのM8クラスの地震	8クラス (7.9～8.6)	ほぼ0%～6%
	プレートの沈み込みに伴うM7程度の地震	7程度 (6.7～7.3)	70%程度
南海トラフ	南海トラフで発生する地震	8～9クラス	70%～80%
内陸の活断層で発生する地震			
深谷断層帯・綾瀬川断層(関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯)	深谷断層帯	7.9程度	ほぼ0%～0.1%
	綾瀬川断層(鴻巣-伊奈区間)	7.0程度	ほぼ0%
	綾瀬川断層(伊奈-川口区間)	7.0程度	不明
立川断層帯	7.4程度	ほぼ0.5%～2%	
鴨川低地断層帯	7.2程度以上	不明	
三浦半島断層群	主部(衣笠・北武断層帯)	6.7程度 もしくはそれ以上	ほぼ0%～3%
	主部(武山断層帯)	6.6程度 もしくはそれ以上	6%～11%
	南部	6.1程度 もしくはそれ以上	不明
伊勢原断層	7.0程度	ほぼ0%～0.003%	
塩沢断層帯・平山-松田北断層帯・国府津-松田断層帯(神縄・国府津-松田断層帯)	塩沢断層帯	6.8程度以上	4%以下
	平山-松田北断層帯	6.8程度	0.09%～0.6%
	国府津-松田断層帯	相模トラフで発生する海溝型地震と同時に活動すると推定	
曽根丘陵断層帯	7.3程度	1%	
富士川河口断層帯	ケースa	8.0程度	10%～18%
	ケースb	8.0程度	2%～11% もしくはそれ以下
身延断層	7.0程度	不明	
北伊豆断層帯	7.3程度	ほぼ0%	

\*地震調査研究推進本部のHPから引用



2 県内の活断層調査結果の概要

	長さ	最新活動時期	再来間隔	調査結果	調査主体
伊勢原断層	約13km	約300～ 2,050年前	約3,300～ 5,000年	次の活動までには千数 百年以上の時間がある と推定されます。	県防災局 防災消防課 (H7～H8)
秦野断層 (調査結果によ り5本の断層に 分割)	秦野断層 2.8km 下宿断層 2.3km 八幡断層 1.4km 戸川断層 0.7km 三屋断層 0.6km	約1.7万年前 またはそれ以 降	不明	少なくとも約1.7万 年前またはそれ以降に活 動しています。ただし、 神縄・国府津－松田断 層帯の活動に付随して 活動する可能性があります。	県防災局 防災消防課 (H9～H10)
渋沢断層 (調査結果によ り2本の断層に 分割)	渋沢東断層 5.4km 渋沢西断層 1.7km	1万年以降に 活動した可能 性が高い	不明	活動時期は明らかでは ないが、神縄・国府津 －松田断層帯の活動に 付随して活動する可能 性があります。	県防災局 防災消防課 (H9～H10)
三浦半島 北断層群	全体 20km 衣笠断層 13km 北武断層 12.5km 武山断層 9km	約1,000～ 1,500年前	約1,000～ 1,600年	衣笠断層は次の活動ま でに数千年以上の時間 があると推定されるが 北武断層と武山断層は 近い将来に活動する可 能性があります。 なお、3つの断層が収 斂している場合、さら に短い間隔で活動す る可能性があります。	県防災局 防災消防課 (H11～H12)
三浦半島 南断層群	全体 7km+海域 南下浦断層 3.7km 引橋断層 1.9km	2万年～ 2.2万年前	不明 (6,100年 以上)	次の活動は不明だが、 北側に比べて近い将来 に活動する可能性は低 いと考えられます。	県防災局 防災消防課 (H11～H12)
神縄・国府津 －松田断層帯	約16km	約650～900年 前	約1,000～ 1,100年	現在を含む今後数百年 以内に活動する可能性 があります。	県防災局 防災消防課 (H13～H15)
立川断層延長部	活断層としては、県内に延長していないことが確認されました。				横浜市総務局 危機管理対策室 川崎市総務局 危機管理室

最新活動時期：最近に地震を起こした時期

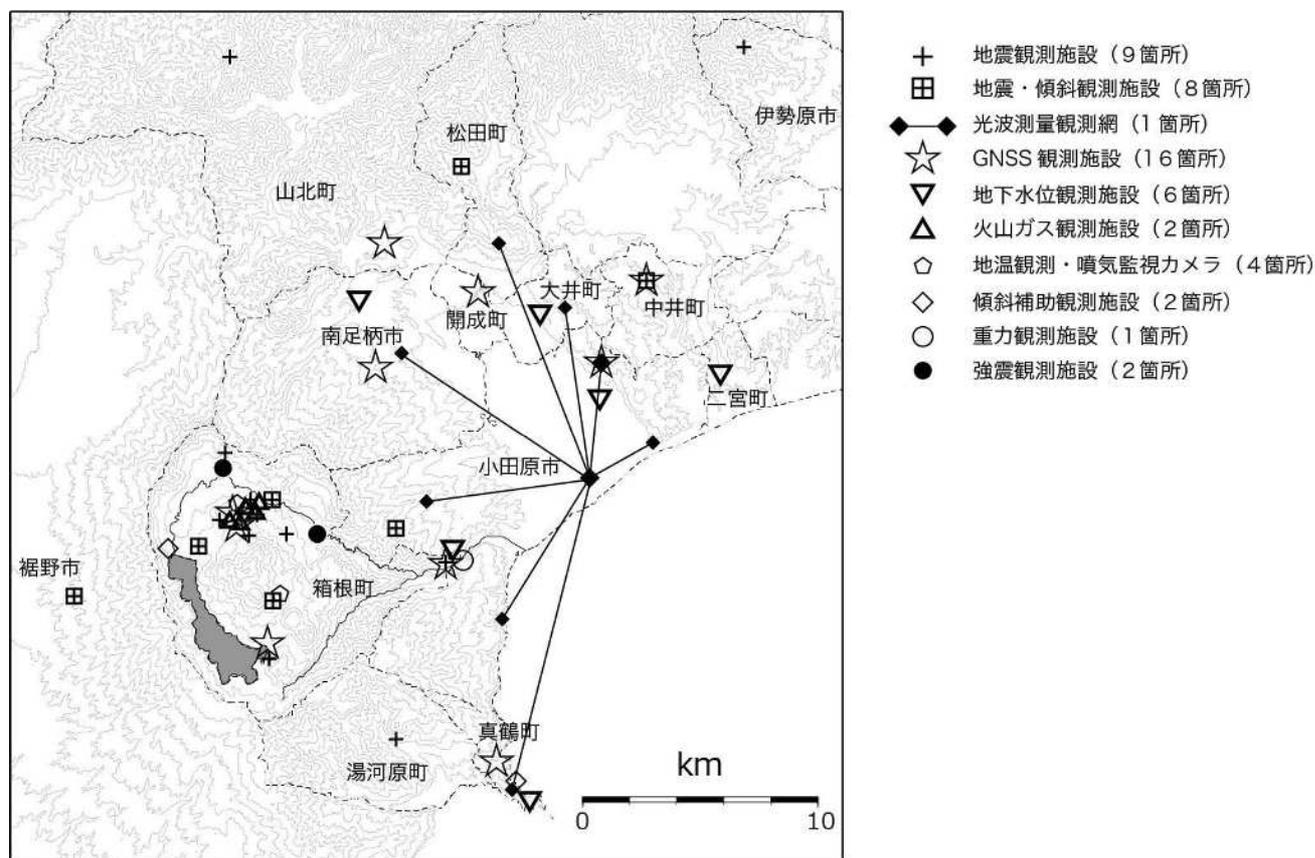
再来間隔：地震が起こる間隔

## 温泉地学研究所の観測施設

温泉地学研究所では、箱根火山および神奈川県西部地域における地震・地殻変動観測を行うとともに、地震活動、火山活動に関する調査研究を行なっています。

(令和7年4月1日現在)

観測施設の種類	施設数	観測内容・目的
地震観測施設	9施設	地震の観測により地震活動を監視
地震・傾斜観測施設	8施設	微小地震観測のほか、地盤の傾斜変化を観測し地殻変動を監視
光波測量観測網	1箇所	測線の距離の変化を観測し、地殻のひずみを監視 (小田原周辺地域の8測線)
GNSS観測施設	16箇所	観測点間の距離。方向の変化を観測し、地殻のひずみを監視
地下水位観測施設	6箇所	地下水位の変化を観測し、帯水層となっている地盤のひずみ変化を監視
火山ガス観測施設	2箇所	火山ガス濃度を観測し、火山活動を監視
地温観測・噴気監視カメラ	4箇所	噴気活動の状況、地表面温度の変化を観測し、火山活動を監視
傾斜補助観測施設	2箇所	傾斜データの検討に必要な、真鶴港潮位と芦ノ湖水位を観測
重力観測施設	1箇所	地下密度の変化を観測し、火山活動を監視
強震観測施設	2箇所	強震動による揺れの強さを観測
計	のべ51箇所	



## 温泉地学研究所地震・火山活動などによる緊急時措置要領

### 1 目的

地震や火山活動による災害が発生した場合、または災害発生の可能性が生じた場合に、当所が適切に観測データを収集、分析を行い、情報提供できるよう必要な事項を定める。

### 2 本措置要領が対象とする現象

本措置要領が対象とする現象(以下対象現象)は以下の通りとする。

1. 本県内で震度 5 弱以上を観測する地震が発生した場合
2. 本県内および周辺を震源とするマグニチュード 5 以上の地震が発生した場合
3. 震源が箱根火山で震度 1 以上を観測する地震が 24 時間以内に複数回発生した場合
4. 箱根火山において1時間に 10 回以上の地震を観測した場合
5. その他、所員が本措置要領の対象とするのが適当と判断した現象

### 3 対象現象の確認

1. 所員は対象現象を覚知した場合、速やかに地震情報部会長に通報するとともに、地震情報部会の構成員と情報共有する。
2. 前項により通報をうけた地震情報部会長は、所長、研究課長と協議し、当該事象に対して以降の対応が必要か否かの判断を行う。

### 4 対象事象に対する初動対応

1. 前項により対象事象に対して対応が必要であると判断された場合、地震情報部会長は当該事象に応じて下記ア～エを行う。
  - ア 適切な所員に観測データの収集と分析を指示する
  - イ 適切な所員に外部研究機関及び監視機関等が収集した情報の入手及び分析を指示する
  - ウ 臨時の地震情報部会の開催日時を通知する
  - エ その他、地震情報部会長が必要とする作業を適切な所員に指示する
2. 地震情報部会長は、前項の対応を踏まえ、臨時の地震情報部会を開催する。本措置要領に基づいて実施される臨時の地震情報部会では、下記ア～オの作業を実施する。
  - ア 対象現象の確認と定義
  - イ 対象現象の分析
  - ウ 解説文の作成
  - エ 次回の本措置要領に基づく臨時の地震情報部会の開催日時の決定
  - オ 対象現象に関する各業務(データ解析、ホームページ作成、問い合わせ先等)の割り振り

### 5 関係機関への通報

本措置要領に基づく臨時の地震情報部会が開催された場合、その終了後速やかに、地震

情報部会長は関係機関に臨時の地震情報部会の開催が行われた事実と、対象となった事象の定義、解説文、観測結果の図表、次回の本措置要領に基づく地震情報部会の開催日時、この事象に関する担当者とその連絡先を、様式 1 により県くらし安全防災局危機管理防災課及び横浜地方気象台に通報する。通報は原則として PDF 等による電子書類とし、庁内メールやインターネット経由の手段で電子的に行う。

## 6 対応の終了

本措置要領に基づく臨時の地震情報部会が開催された結果、対象現象による災害発生が確認できない、あるいは近い将来に災害発生の可能性が低いと判断された場合は、次回の本措置要領に基づく臨時の地震情報部会の開催日時の決定は行わないものとする。

対象現象に対して、県の参集要領に基づき全職員参集が行われた場合は、対応を引き継ぐ。

## 附則

この要領は平成16年 2月 1日から施行する。

この要領は令和 7年 2月 4日から施行する。

## 温泉地学研究所観測情報

情報の時限	年 月 日 時 分 現在	受信時刻	日 時 分
発信機関	温泉地学研究所 TEL 0465(23)3588 FAX 0465(23)3589	受信機関	
発信者名	地震情報部会	受信者名	
内 容			
対象とする現象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本県内で震度5弱以上を観測する地震</li> <li>2. 本県内および周辺を震源とするマグニチュード5以上の地震</li> <li>3. 震源が箱根火山で震度 1 以上を観測する地震が24時間以内に複数回発生</li> <li>4. 箱根火山において1時間に10回以上の地震を観測</li> <li>5. その他 ( )</li> </ol>		
発 生	日時	月 日 時 分 ~	
	場所		
状況	<p>上記の対象現象の発生に伴い、観測情報を収集検討した結果は以下の通りでした。</p> <p><b>【地震活動データ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発震時刻 : </li> <li>・震源 : </li> <li>・マグニチュード : </li> <li>・地震数 : </li> <li>・震度 : </li> </ul> <p><b>【地殻変動データ】</b>  <u>例文</u> 当所の (場所) の、 (観測項目) による観測データが異常な変化を示しています。</p> <p><b>【火山ガスデータ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>例文</u> 当所の観測によると、 (場所) の火山ガス組成にマグマ成分の増加が見られています。</li> <li>・ <u>例文</u> 当所の観測によると、大涌谷の二酸化硫黄放出率の増加が見られています。</li> </ul>		
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>例文</u> 次回の本措置要領に基づく臨時の地震情報部会の開催日時 年 月 日 時 分</li> <li>・ <u>例文</u> 対応終了</li> </ul>		
備 考	<u>例文</u> 詳細は別紙、次報(いずれか選択)参照のこと。		